

第2章 点検評価結果

1 財団法人21あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部 商工政策課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	(株)みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	(株)青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	(株)東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	あおもり信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	(株)みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	77名	29名	県派遣16名、県OB1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	2,413,331千円	(その他参考)	
	経常費用	2,295,391千円	県からの補助金	286,291千円
	当期経常増減額	117,940千円	県からの受託事業収入	135,855千円
	当期一般正味財産増減額	117,940千円	県の損失補償	3,017,544千円

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

### 3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

#### (1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、当委員会は、常勤の理事長の強力なトップマネジメントの下で法令を遵守しながら、その役割を適切に遂行していくことを求めてきた。

当法人からは、理事長に求められる資質として、当法人の運営の方向性についてグローバルな視点から指示できること、当法人の運営に対して民間の視点で改善の提案ができること、ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していることを挙げ、これらの条件を満たす人材を常勤の理事長として選定することは現状において困難であること、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、県外在住者である現理事長が非常勤の理事長として就任していることが説明された。さらに、現理事長に対しては、定期的に状況報告を行うとともに、重要な情報についてはその都度報告し、また、予算、決算、新規事業など重要な事項については専務理事及び職員が適時上京し、直接、理事長の判断を仰いでいることの説明があった。

当委員会としては、理事長はトップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図る観点からも、基本的に常勤化すべきと考えているが、当法人の人材の確保や財務状況といった現状を踏まえると、非常勤の理事長を選任したことはやむを得ないものと理解できる。当面は、非常勤の理事長の下であっても適切な法人運営がなされることを望むものである。

#### (2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

当法人の県派遣職員は、通常3年程度で県に戻り、当法人が恒常的な事業として実施している設備投資支援事業等に係るノウハウが蓄積されないこと、また、担当職員の短期間での交替により円滑に事業が継続されないことが懸念されることから、当委員会は、「プロパー職員を育成し、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること」を求めてきた。

平成21年度は、常勤職員29名中16名が県からの派遣職員となっており、所管課では、本提言について、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では、プロパー職員を新たに採用することができないことから、事業量に応じた県派遣職員が必要であるとしている。

確かに、当法人が一定の期間に限り実施する補助事業、受託事業等に関しては、当面は県派遣職員で対応することもやむを得ないとしても、設備投資支援事業等の恒常的な事業については、専門的なノウハウの蓄積を図る必要性が高いことから、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進することが必要である。

なお、当法人は、厳しい財務状況を踏まえ、平成20年10月から役職員の給与月額2%及び管理職手当3%を削減している。今後は、こうした人件費の見直しにより生じた財源で新たなプロパー職員への置換えを推進するなど、更なる経営努力も必要である。

#### (3) より効果的に事業を行うための実施事業の見直し

当法人は、数多くの事業を実施していることにより資金が分散化していることから、当委員会ではこれまで、「事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的に投資し、より効果的な事業を行うこと」を提言していた。

この点についてはこれまで、地域産業総合支援事業等に係る5つの会計を一本化したほか、これまでの各種助成事業を集約したことなどが確認された。

当委員会としては、当法人独自では事業の組み替えができない国や県の受託事業を数多く実施しているという制約がある中においても、できる限りの事業の集約化に取り組んでいることについては一定の評価をするものであるが、実施事業の中には実施件数が減少するなど事業効果が低下してきているものもあると思われるので、今後は、当法人及び県の所管課において、実施事業が効果的に機能しているかどうかについて検証した上で、より効果的に事業を行うために必要な見直しを行っていくべきと考える。

#### (4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

##### ア 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

当法人の設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金について、必要額を全額計上しておらず、「新公益法人会計基準にしたがって適切な貸倒引当金を計上すること」を提言していた。

当法人の平成20年度末における設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の計上状況について確認したところ、貸倒引当金必要額を5億5,686万円と見積もっているが、貸倒引当金は3億821万円しか計上されておらず、平成20年度末の引当不足額は2億4,865万円となっている。平成19年度末の引当不足額3億2,542万円からは縮小しているが、依然として適切な貸倒引当金の計上とはなっていない。

新公益法人会計基準では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない」とされ、また、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と規定されていることから、同基準にしたがって適切に貸倒引当金を計上し財政状態を明瞭に表示する必要がある。

また、当法人では、「貸倒引当金必要額を一括計上するための財源がないことから、その計上不足額については県と協議のうえ平成28年度を目途に計画的に解消する」旨の説明をしているが、貸倒引当金の計上には財源を一切必要としないことから、適切に対応する必要がある。

##### イ 設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

県内の経済情勢は依然として厳しい状況にあり、未収債権の発生の増加が懸念されること、また、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要があることから、平成20年度の報告書では、「貸与後のフォローアップを確実にを行うための人員体制を更に充実・整備すること、また、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、未収債権の回収を確実に進めるための債権回収マニュアル等を整備し、債権管理の適正化に万全を期す必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、大口貸与先や自己査定に基づく要注意先以下の貸与先などを対象として、事後指導等により決算書類を入手しながら経営状況を把握し、経営改善策についてアドバイスなどを行い、未収債権の発生防止に努めていること、また、平成21年度においては、県派遣職員3名、プロパー職員3名の計6名の人員体制（前年度と同数）で貸与審査、債権回収、自己査定等の業務を遂行しているとのことであった。

平成20年度の未収債権の状況は、次の表のとおり貸倒償却によって未収債権残高は減少しているものの、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いている。

## 【平成18年度～平成20年度の未収債権の状況】

(単位：千円)

区 分	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成18年度	898,527	33,787	68,277	105,903	827,114
平成19年度	827,114	42,410	69,836	72,103	782,437
平成20年度	782,437	36,620	41,888	119,822	667,883

## 【設備・機械類貸与事業の貸与件数・金額の状況】

(単位：件、千円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		増加率(20/18) (金額ベース)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
機械金属工業	13	177,945	15	300,385	3	55,755	68.7
軽工業	4	46,191	4	43,104	3	21,430	53.6
繊維工業	0	0	2	12,335	0	0	0.0
農林水産業	10	81,491	9	92,585	9	131,657	61.6
鉱業	2	69,200	1	18,000	0	0	皆減
その他	36	641,722	38	569,799	22	464,309	27.6
合 計	65	1,016,549	69	1,036,208	37	673,151	33.8

設備・機械類貸与事業は、上表のとおり、県内の厳しい経済情勢を反映して平成20年度は平成18年度及び平成19年度と比較し新規貸付件数・金額ともに減少している一方、未収債権の発生の増加が懸念されるため、当委員会としては、貸与後のフォローアップを確実にするための管理体制を更に充実・整備する必要があると考える。

当法人の貸与関係事業は、現状では経営が厳しいものの今後において発展が見込まれる県内の小規模企業等や創業者にも貸付機会を与えているため、貸与リスクが高いことについては、ある程度やむを得ないが、貸与審査や債権回収等についてはリスク軽減のため適切に取り組む必要がある。当該業務をより適切に遂行していくには、貸付業務に精通し専門的な知識・経験を豊富に有する人材を専門職として迎える必要がある。

いずれにしても、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要があることから、引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、未収債権の回収を確実に進めるための債権回収マニュアル等を整備するなど、債権管理の適正化に向けて実効性のある取組が求められる。

## (5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上

平成18年度の包括外部監査で指摘されていたことであるが、設備貸与事業会計については、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の振替えが行われており、また、オーダーメイド型貸工場事業については業務量を反映した適正な人件費の配分となっていないものと認められたため、これら事業会計を含めた当法人の事業会計全体について、平成20年度の報告書では、「実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある」ことを提言していた。

当法人では、各事業会計すべてがそれぞれの人件費を賄うための管理費を有しているわけではないので、各事業会計単位で人件費を適正配分し計上することは困難であるが、今後の課題として、県と協議しながら検討していきたい、としている。

事業を実施する職員の人件費については、事業ごとに事務分担が決まっていることから、当該事業に係る会計に配分する必要があるが、また、管理費については職員数に応じて配分するなど、経理規程に明文化し、又は会計処理マニュアル等を制定し、実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある。

(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化

当法人は、本県産業のより一層の活性化を進めていくため、既存産業の活性化とともに新産業や新事業の創出を支援し、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与することを目的とし、多岐にわたる事業を実施しているが、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体の持つ情報や専門性を活用することができれば、当法人の事業展開がより効果的なものとなることが期待される。

そのため、平成20年度の報告書では、「産業振興の観点からすれば、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団とは事業展開の方向性は同一であることから、当法人のコーディネーター等を活用し、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう引き続き業務連携を強化しつつ、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との統合を一定の視野に入れた検討を進めること」を提言していた。

この点について、当法人から、平成20年度において当法人のコーディネーターを財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の事業検討委員会に参加させるなど、業務連携に取り組んでいるとの説明があった。

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化を進めていくことによって、より効果的・効率的に業務を実施していくのであれば、その目的を達成するため、両法人それぞれが事業を実施するに当たって互いに補完し合うための仕組みや役割分担等について、しっかりと検討を深めていただきたい。